

船舶戦争保険航路定限（世界水域）

（平成 30 年 6 月 16 日改正）

一般世界水域。ただし、次に掲げる国の領海、港津および水域（別段の規定がある場合を除き、沖合い施設および沿岸から 12 哩までの隣接海域等を含みます。）を除きます。

(A) ナイジェリア

(B) ベナン

(C) トーゴ

(D) ギニア湾

ただし、下記(a)~(d)により囲まれた水域にかぎりませぬ。

(a) トーゴ、ベナン、ナイジェリアの沿岸

(b) ガーナとトーゴの国境から北緯 3 度、東経 1 度 12 分まで引いた線

(c) 北緯 3 度、東経 1 度 12 分から北緯 3 度、東経 8 度まで引いた線

(d) 北緯 3 度、東経 8 度から北緯 4 度、東経 8 度 31 分まで引いた線および北緯 4 度、東経 8 度 31 分からナイジェリアとカメルーンの国境まで引いた線

ただし、沿岸から 30 哩を超えて通航する場合は、積荷、貯蔵品の積み降ろしまたは人員の乗下船もしくは同様の目的で、上記海域内の港や場所への寄航または通航の中断を行わないかぎり、適用しません。

(E) ソマリア

(F) イラク

ただし、Al Basra (旧 Mina al Bakr)、Khor al-Amaya、その他、国際的に他国と認識されている水域を除く、沿岸から 12 哩を超えて 50 哩未満のイラクの offshore oil terminals への寄航を含みます。

(G) サウジアラビア

ただし、同国が領海として主張する海域を通航する場合でも、積荷、貯蔵品の積み降ろしまたは人員の乗下船もしくは同様の目的で、海域内の港や場所への寄航または通航の中断を行わないかぎり、適用しません。

(H) イスラエル

(I) レバノン

(J) イエメン

ただし、同国が領海として主張する海域を通航する場合でも、積荷、貯蔵品の積み降ろしまたは人員の乗下船もしくは同様の目的で、海域内の港や場所への寄航または通航の中断を行わないかぎり、適用しません。

(K) エリトリア

ただし、北緯 15 度以南にかぎりませぬ。

(L) インド洋/アラビア海/アデン湾/オマーン湾/南紅海

下記(a)~(d)により囲まれた水域にかぎりませぬ。

(a) 北緯 15 度以南の紅海

(b) 東経 58 度以東のオマーン湾

(c) 東経 65 度線

(d) 南緯 12 度線

ただし、別段の規定がある場合を除き、沿岸から 12 哩までの隣接海域を除きます。

(M) ベネズエラ

本土沿岸から 200 哩以内の同国排他的経済水域内にある沖合い施設への寄航を含みます。

ただし、

(1) 上記海域内にあって、同国に属さない島、属領または国の領海 12 哩以内にある施設を含みませぬ。

(2)積荷、貯蔵品の積み降ろしまたは人員の乗下船もしくは同様の目的で、上記海域内の港や場所への寄航または通航の中断を行わないかぎり、適用しません。

(N)イラン

(O)リビア

(P)シリア